

秦野市における保育の必要量（子ども・子育て支援法施行規則第8条）

「市町村の判断により、必要に応じて、定めることができる。」

事由	必要量の区分		事由	必要量の区分	
	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
就労（月64時間以上）	月120時間以上の就労	月120時間未満の就労	求職活動（市が定める。）	短時間	
妊娠・出産	標準時間		就学	月120時間以上の就学	月120時間未満の就学
疾病・障害（市が定める。）	標準時間		虐待、DV	標準時間	
親族の介護・看護	月120時間以上の介護	月120時間以上の介護	育児休業取得（市が定める。）	短時間	
災害の復旧	標準時間		その他	必要に応じ定める	

秦野市における支給認定の有効期間（子ども・子育て支援法施行規則第4条）

「市町村が必要と認める期間」

事由	支給認定の有効期間		事由	支給認定の有効期間	
	2号	3号		2号	3号
就労	小学校就学前まで	満3歳まで	求職活動（市が定める。）	90日	
妊娠・出産	出産日から起算して八週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間		就学	小学校就学前まで	満3歳まで
疾病・障害（市が定める。）	小学校就学前まで	満3歳まで	虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳まで
親族の介護・看護	小学校就学前まで	満3歳まで	育児休業取得（市が定める。）	小学校就学前まで	満3歳まで
災害の復旧	小学校就学前まで	満3歳まで	その他	必要に応じ定める	

秦野市における利用調整について

(1) パターン1

すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法（従来から想定されている標準的な調整方法）

⇒ パターン1の場合、例えば、保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度（ポイント）が高い場合、前者の保護者が優先的に選考される。

Aさん 10点

第1希望	A保育園	×
第2希望	B認定こども園	○
第3希望	D保育所	-

Bさん 9点

第1希望	B認定こども園	×
第2希望	C保育所	○
第3希望	E保育所	-

(2) パターン2

直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法

⇒ パターン2の場合、例えば、保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度（ポイント）が高い場合であっても、後者の保護者が優先的に選考される。

Aさん 9点

第1希望	A認定こども園	○
第2希望	C保育所	-
第3希望	D保育所	-

Bさん 10点

第1希望	B保育所	×
第2希望	A認定こども園	×
第3希望	E保育所	○

(3) 秦野市における利用調整の方法

国は、待機児童がいる市町村では、パターン2を採用することは、保育の必要度が高くても、入所先が決まらない保護者を生む可能性があるため不相当としています。

本市としては、パターン1の方法による利用調整とすることとしたい。